

町内会集会施設の防災や 利便性等の向上のための 改修事業を支援します。

上限

100万円

高山市町内会集会施設整備事業補助金の拡充について

市では、町内会の集会施設の新築事業に対して補助を行っていますが、新たに集会施設の防災機能の強化や安全性・利便性の向上を図ることを目的に実施する改修事業に要する経費の一部に対して補助を行います。

集会施設の改修をお考えの町内会は協働推進課までご相談ください。

対象施設

- ・町内会が所有する集会施設

補助対象となる改修事業

- ・防災備蓄倉庫設置に伴う間取り改修
- ・通信設備工事（Wi-Fi、TV配線）
- ・太陽光発電設備、蓄電池設備の設置
- ・便所の改良・増設（洋式化・多機能化・付帯する給排水設備を含む）
- ・手すりの取付け
- ・段差や出入口等の改善（各部屋・玄関等の段差解消、出入口等の拡幅）

※改修規模によっては、建築確認申請の届出が必要となる場合がありますので、ご注意ください。
建築確認申請の届出が必要となった場合、現在の規定に適合するための改修工事が別途必要となる場合があります。工事に関するご相談は、施工業者等にご相談ください。

補助額

1施設あたり100万円を上限

補助率：補助対象経費の3分の1

※1回の対象経費は30万円以上の事業とし、複数回事業を行う場合、
補助限度額は実施時期の間の通算で100万円とする。

実施時期

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

問合せ先

高山市 協働推進課 ☎ 0577-35-3412

E-mail:kyoudou@city.takayama.lg.jp

まずはこちらに
ご相談ください